

## 河砂委第4001号 青森県海岸保全施設基本条件検討業務委託 説明書

青森県県土整備部河川砂防課発注の「河砂委第4001号 青森県海岸保全施設基本条件検討業務委託」について、標準型（指名型）プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(平成27年11月（令和3年3月一部改訂）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和3年度版）」に準拠）に係る手続への参加希望者の募集は、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

### 1 公示日

令和4年6月3日（注意：当該業務は受注意思確認が必要です）

### 2 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県 県土整備部 河川砂防課 河川・海岸グループ

担当：<sup>かさい</sup>笠井、<sup>そとかわ</sup>外川、<sup>すけがわ</sup>助川（窓口）

TEL：017（734）9665（直通）

FAX：017（734）8191

E-mail：kasensabo@pref.aomori.lg.jp

### 3 業務名

河砂委第4001号 青森県海岸保全施設基本条件検討業務委託

### 4 業務概要

#### (1) 業務目的

本業務は、青森県沿岸における気候変動の影響による長期変化を勘案した施設の設計外力を設定するため、青森県沿岸に存在する潮位・波浪観測記録等を収集・整理したうえで、変化傾向を検討し、海岸保全改訂にむけて今後の課題を整理することを目的とする。

#### (2) 主たる業務内容

##### 1) 計画準備

本件等の目的・趣旨を把握したうえで、業務計画書を作成する。

##### 2) 資料収集整理

検討に必要な今資料として、既往文献・資料・調査報告書や青森県沿岸における気象・海

象データ等の収集・整理を行う。

(作成時に考慮したい点)

- ・ 業務前に収集を考えている潮位・波浪観測所名と対象期間を記入したい。

### 3) 朔望平均満潮位及び平均海面上昇量の実態整理

青森県沿岸に存在する潮位観測記録を整理し、過去の朔望平均満潮位の変化傾向を整理し、現在の計画地と比較検証する。

### 4) 潮位偏差・波浪の実態整理

青森県沿岸に存在する潮位・波浪観測記録を整理し、過去の潮位偏差や波浪の変化傾向を整理し、現在の計画値と比較検証する。

### 5) 海岸保全基本計画改訂にむけての課題整理

「あり方検討委員会」や「4省庁通知」やその他最新の知見等を踏まえ今後の気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画改訂にあたっての検討課題、検討項目、検討スケジュール等を整理する。

## (3) 技術提案を求める特定テーマ

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

- ①朔望平均満潮位及び平均海面上昇量の実態整理にあたっての留意点について
- ②潮位偏差・波浪の実態整理にあたっての留意点について
- ③海岸保全基本計画改訂にむけた課題整理にあたっての留意点について

## (4) 業務量の目安

本業務の業務量は7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

## (5) 工期

契約締結の翌日(令和4年7月下旬～8月上旬予定)～令和5年3月25日

## (6) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間時・納品時を想定している。

## (7) 成果品

成果品は、共通仕様書で定める他、次のものを提出する。

- 1) 電子媒体 (CD-R 等)
  - ・ 報告書 . . . . . CD-R 2枚 (報告書1部に2枚)
- 2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)
  - ・ 報告書 . . . . . 1部
- 3) その他 調査員から指示があるもの

## (8) その他

- 1) 本件業務の契約書は、「業務委託契約書」による。
- 2) 提案に金額や単価等が含まれる場合は、見積書や積算内訳を添付すること。
- 3) その他、関連情報を入手するための照会窓口は、上記2の担当部局に同じ。

## 5 受注意思表明

技術提案書要請に対して、受注意思の有無 (参加・不参加いずれか) について、以下の日時までに様式-6により表明すること。

受注意思確認提出期限 令和4年6月10日 午後5時まで

提出は、上記日時までに河川砂防課河川・海岸グループへ提出する。

(持参、郵送による原本送付のほか、電子メールによる写し提出でも可とする)

提出がなかったものは参加の意思がないとみなします。

## 6 技術提案書の提出者に要求される資格要件

### (1) 技術提案書の提出者

#### 1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 青森県財務規則 (昭和39年3月青森県規則第10号) 第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則 (昭和58年2月青森県規則第6号) 第3条第2項各号に掲げる業務について、同規則第5条の規定による認定を受けた者 (技術提案書の提出期限までに認定をうけることが見込まれる者を含む。) であること。
- ④ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者 (更正手続き開始の決定を受けているものを除く。) でないこと、又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続きの申立てがなされている者 (再生手続き開始の決定をうけている者を除く。) でないこと。

- ⑤日本国内に、本店を有していること。
- ⑥青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日付け青監第323号）に基づく知事の指名停止の措置を、受注意思表明の提出期限の日から契約締結の時までの間に、受けていない者であること。
- ⑦所定の期限までに受注意思確認を行ったものであること。

## 7 技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

### (1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（様式-1～5、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

本業務は、指名型プロポーザル方式のため、技術者評価に係る調書等の参加表明書は、技術提案書の一部として提出するものとする。

### (2) 技術提案書提出期限、提出場所及び提出方法

1) 技術提案書の提出は、以下による。

令和4年6月28日 午後5時までに担当部局へ提出

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課河川・海岸グループへ提出する。

（持参、郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない）

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

### (3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。（本資料は両面印刷で支障ない）。

- ・技術提案書（第1号様式）
- ・技術者評価に係る調書等（様式2）
- ・業務の実施方針、実施フロー、工程計画（様式-3）
- ・特定テーマに対する技術提案（様式-4）
- ・参考概算見積（自由様式）

### (4) 参加表明書の内容に関する留意事項

表-1 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術者評価に係る調書等	<p><b>【資格・実績等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 配置予定の管理技術者の保有資格について記載する。</li><li>・ 管理技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。記載する同種業務は、平成28年度以降公示日までに完了した業務とする。同種業務は「調査・計画 海岸保全計画」とする。</li></ul> <p><b>【成績・表彰】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理技術者が過去に従事した青森県発注業務の成績評定点について記載する。記載する業務は、平成29年1月1日から令和2年12月31日までに完成した県発注業務とする。</li><li>・ 対象となる業務は、入札に参加しようとする業務と同区分（設計業</li></ul>

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>務、土質調査業務等)の業務とし、管理技術者又は担当技術者としての実績に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務成績の実績とは「業務評定点」のことであり、管理(担当)技術者等の「技術者評定点」のことではない。</li> <li>・ 技術者の優良建設関連業務表彰の有無について記載する。評価対象となる表彰は、平成30年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする(それ以外の表彰は対象としない。)。但し、表彰を受けた業務において、管理技術者であった場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 青森県優良建設関連業務部長表彰</li> <li>➤ 青森県優良建設関連業務課長等表彰</li> <li>➤ 東北地方整備局優良業務局長表彰</li> <li>➤ 東北地方整備局優良業務事務所長表彰</li> </ul> </li> <li>・ 業務種別が同区分(土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務等)の表彰を評価対象とする。</li> <li>・ 国からの表彰は、業務箇所(所管事務所)が東北管内の業務のみを評価対象とする。</li> </ul> <p><b>【業務執行能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理技術者の手持ち業務について記載する。対象となる業務は、国又は青森県その他の公共工事発注機関が発注した業務とし、公示日において契約済みの当初契約額7百万円以上の建設関連業務(業務種別は問わない)とする。</li> <li>・ 共同企業体としての業務(当初契約額は出資比率により算定)も対象とする。</li> <li>・ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</li> <li>・ 管理技術者の継続教育の取組状況を記載する。目標(推奨)単位数及び取得年数の基準については各団体の定めによるものとし、証明の基準日は前年度末の3月31日とする。</li> <li>・ 地域精通度に関して、管理技術者が過去に従事した業務の実績を記載する。記載する業務は「青森県内での海岸関係業務」とし、平成28年度以降公示日までに完了した業務とする。</li> <li>・ 記載様式は様式-2とする。</li> </ul>

(5) 技術提案書の内容に関する留意事項

技術提案書の内容に関する留意事項を以下に示す。

表－2 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載様式は第1号様式とする。</li> </ul>
実施方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項を記載する。</li> <li>記載様式は様式-3とし、A4版1枚に記載する。</li> </ul>
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-(3)に示した特定テーマに対する意見を具体的かつ簡潔に提案する。</li> <li>記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ない(ただし、引用文献等は添付しない)。</li> <li>記載様式は様式-4とし、特定テーマ毎にA4版2枚以内に記載する。(枚数の多寡による評価はしない。テーマ毎にA4版1枚でも支障ない。)</li> </ul>
参考概算見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件業務に係る参考見積を提出すること。</li> <li>参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。</li> <li>記載様式は特に定めないが、A4版1枚程度に記載する。</li> </ul>

8 技術提案書(参加表明書を含む)を特定するための基準

技術提案書の特定をする際の評価のウェイトは、以下のとおりである。

評価項目		評価項目の概要	配点	特定時ウェイト	備考
技術者評価	管理技術者の保有資格	技術士総合技術監理部門(建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋)又は、建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)	2.0	25%	
		RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門)	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の同種業務の実績(件数) 過去5年間の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実績(※1)	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0		
		公共工事発注機関の同種業務実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	県発注業務の業務成績 過去4年間の管理技術者又は担当技術者としての海岸関係業務(※2)成績の実績	過去4年以内に80点以上の業務成績の実績がある	2.0		
		過去4年以内に78点以上の業務成績の実績がある	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の手持ち業務数 管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務数	0~2件	2.0		
		3~4件	1.0		
		5件以上	0.0		
	継続教育の取組状況 管理技術者について、継続教育の推奨単位数を満たしている	各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	1.0		
		上記以外	0.0		
管理技術者の地域精進度 過去5年間の青森県内での海岸関係業務実績	過去5年間の青森県内での業務実績3件以上有り	2.0			
	過去5年間の青森県内での業務実績1件以上有り	1.0			
	上記以外	0.0			
小計			11.0	25%	

実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度・実施手順	業務目的の理解度	評価する	1.0	25%	
			評価しない	0.0		
		業務条件の理解度	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		業務内容の理解度	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		実施手順の妥当性	評価する	2.0		
			評価しない	0.0		
		工程計画の妥当性	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
技術力の担保・有益な代替案の合理性	評価する	2.0				
	評価しない	0.0				
地域実情の理解度	評価する	2.0				
	評価しない	0.0				
小 計			10.0	<b>25%</b>		
特定テーマに対する技術提案	的確性	業務上の与条件との整合性はあるか	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0	50%	
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		事業の重要度を考慮した提案か	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0		
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		内容が事業の難易度に相応しい提案か	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0		
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		必要なキーワードが網羅されているか	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0		
	上記いずれかのみ評価する		1.0			
	評価しない		0.0			
	実現性	類似実績が明示されているか	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0		
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		利用する技術基準及び資料が適切か	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0		
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
	提案内容が具体的かつ実現性の高いものになっているか	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0			
		上記いずれかのみ評価する	1.0			
評価しない		0.0				
提案内容に説得力があるか	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0				
	上記いずれかのみ評価する	1.0				
	評価しない	0.0				
獨創性	工学的知見に基づく新しい提案があるか	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0			
		上記いずれかのみ評価する	1.0			
		評価しない	0.0			
	高度の検討・解析手法の提案があるか	特定テーマ1, 2, 3すべて評価する	2.0			
上記いずれかのみ評価する		1.0				
評価しない	0.0					
小 計			20.0	<b>50%</b>		
合 計			41.0	<b>100%</b>		



### (1) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。詳細は、技術提案書の提出者に対し連絡する。

実施場所：青森県庁

実施予定日：令和4年7月4日

予備日：令和4年7月5日

出席者：配置予定管理技術者

### (2) 技術提案書の特定

技術提案書の特定は、“7.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定した者には令和4年7月8日までに特定通知書をもって通知する。

### (3) 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を令和4年7月8日までに通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ①受付場所：2.に同じ
  - ②受付時間：午前9時から午後5時まで

## 9 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1（500万円以下の場合は100分の5）以上の額。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 無効となる技術提案書  
技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
  - 1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
  - 2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

- 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- 4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- 5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- 6) 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

- 1) 技術提案書の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- 3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 4) 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。
- 5) 提出期限以降における技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- 6) 提出された特定した技術提案書は返却しない。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- 7) 特定された者の会社名等は公表する。
- 8) 提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- 9) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- 10) 業務説明書に対する質問は文書（様式-5 ワードファイル）により行うものとし、電子メールで受け付ける。回答は、質問者に対してFAXにより行い、回答内容は、質問した会社名を伏せてホームページにも公表する。

・技術提案書に係る質問期間

令和4年6月4日～令和4年6月21日

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時）

・上記の回答期間

令和4年6月6日～令和4年6月24日

・質問先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県 県土整備部 河川砂防課 河川・海岸グループ

担当：<sup>かさい</sup>笠井、<sup>そとかわ</sup>外川、<sup>すけがわ</sup>助川（窓口）

T E L : 017 (734) 9665 (直通)

F A X : 017 (734) 8191

E-mail : kasensabo@pref.aomori.lg.jp

・閲覧場所

青森県河川砂防課ホームページ